

## 地域駆除隊に関するQ&A

平成30年12月から現在まで、各関係機関や団体等に地域駆除隊の創設に向けて説明会を行い、次のような意見等がありましたので、Q&Aを作成しました。

**問1** 熊本市有害鳥獣駆除隊（以下「市駆除隊」という。）と地域駆除隊が連携した取組を行っていきたいので、地域駆除隊内に指導者として集落外に居住している者を1名入れることは可能ですか？

（答） 可能ですが、地域駆除隊員は活動区域内に居住または熊本市内に居住し活動区域内で営農等就業する農業者及び住民である必要があります。上記に該当しない場合は、指導者として隊員外の位置付けも可能ですが、市駆除隊及び地域駆除隊に重複して参加はできません。

**問2** 地域駆除隊全員が免許を取りたてで技術が未熟な場合、だれが隊の指導を行うのですか。指導者がいなければ、地域駆除隊を作っても実質的に機能しないのではないですか？

（答） 問1でも記述していますが、集落外のベテランの狩猟者を隊員外の指導者として位置付けることも可能です。なお、指導者がいない場合には、市から市駆除隊に相談し、紹介してもらいますので、市にご相談下さい。

**問3** 市駆除隊と地域駆除隊とが連携を取れない場合、市はどのような調整を行うのですか？

（答） 市駆除隊、地域駆除隊ともに連携できることを前提に市が認定することとしています。なお、市駆除隊が犬による追払いや巻き狩り猟を行う場合は「巻き狩り猟計画書」が市に提出されますので、事前に地域駆除隊や集落の農区長・自治会長に情報提供を行います。また、市駆除隊に対し地域駆除隊の隊長名・狩猟方法・捕獲区域図等の活動計画の情報提供を行います。

問4 地域駆除隊の安全面の対策について、安全対策責任者を決めるなど安全対策を講じたほうが良いのではないですか？

(答) 適正な運営及び活動を行ってもらうため、隊長・副隊長・安全対策責任者・会計などの役員と役割を具体的に示した規約を作成いただく予定です。

問5 A集落の農業者が、B集落に農地（出作地）を持っている場合は、居住していないB集落の地域駆除隊に参加することは可能ですか？

(答) 出作地の地域駆除隊への参加は可能です。ただし、複数の地域駆除隊への参加はできません。

問6 市駆除隊が犬による追払いや巻き狩り猟を行う場合、市駆除隊は地域駆除隊の活動区域に入ることができますか。また、地域駆除隊が了解すれば、集落内への立入りは可能ですが、了解しない集落については市役所で調整するのですか？

(答) 地域駆除隊の了解が得られる場合に限り、市駆除隊の集落内への立入りができることがあります。地域駆除隊の了解が得られなければ集落内への立入りはできないこととなります。なお、市は調整は行いません。

問7 市駆除隊と地域駆除隊とが連携を取れない場合、活動エリアを分けたとしても事故の危険性が高まるのではないんですか？

(答) 事故を未然に防止するためには、駆除に取り組む団体相互の情報の共有が必須であり、市駆除隊、地域駆除隊ともに連携できることを前提に市が認定することとしています。なお、市としては市駆除隊、地域駆除隊のそれぞれが双方に対して、「巻き狩り猟計画書」、「地域駆除隊の捕獲区域」等の情報を提供しますので、団体内で情報を共有することで、事故やトラブルの回避を図って下さい。